

# 伊丹市消防水利等指導基準

伊 丹 市 消 防 局

警防課 TEL 072-783-0242

【目 次】

第 1 章	総 則	1
第 2 章	消防水利の設置	1
第 3 章	消防水利の配置	
第 4 章	消防水利の給水能力及び規格条件	
第 5 章	消防活動用空地等の確保	
第 6 章	6 章	申 請
第 7 章	7 章	検 査
第 8 章	施設の維持管理	5
第 9 章	9 章	施 設 の 引 継 ぎ
第 10 章	施設の廃止	7
別 記 1	防火水槽を設置する場合の事務フロー	8
様式第 1 号	事前協議申請書	9
様式第 2 号	協議通知書	10
様式第 3 号	同意申請書	11
様式第 4 号	消防同意条件書	12
様式第 5 号	消防水利等の完了報告書	13
様式第 6 号	消防水利指定承諾書	14
様式第 7 号	開発行為事務処理簿	15

様式第8号	廃止届	.....	
	16		
別 図 1	防火水槽鉄蓋図	.....	
	17		
別 図	図 2	.....	配 管
			18
別 図 3	消火栓標識図	.....	
	19		
別 図 4	防火水槽標識図	.....	
	20		
別 図	図 5	.....	道 路 隅 切
			21
別 図 6	はしご車等の最小回転に必要な空地の算定式	.....	
	22		
別 図 7	消防活動用空地標識図	.....	
	23		
別 図 8-1	消防活動用空地配置図等	.....	2
	4		
別 図 8-2	規制標示詳細図(※2)	.....	
	25		

# 伊丹市消防水利等指導基準

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この基準は、伊丹市宅地開発等指導要綱（以下「指導要綱」という。）に定める消防水利等の設置に関する協議について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発事業とは、指導要綱の規定による開発事業をいう。
- (2) 開発事業者とは、開発事業を施行する者をいう。
- (3) 開発区域とは、開発事業を施行する区域をいう。
- (4) 一戸建住宅等とは、一戸建住宅及び長屋住宅の開発事業をいう。
- (5) 消防活動用空地とは、はしご車による消火及び人命救助等の警防活動を行うための空地をいう。
- (6) 消防活動用空地等とは、はしご車の進入路及び消防活動用空地をいう。
- (7) 消防水利とは、消火栓、防火水槽及びこれらに類するものをいう。
- (8) 消防水利等とは、消防水利、消防水利標識等及び消防活動用空地等をいう。
- (9) 二次製品防火水槽とは、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「消防設備安全センター」という。）の認定品で、かつ、耐震性の防火水槽をいう。
- (10) 事前協議とは、当該開発事業がこの基準に適合しているかをあらかじめ開発事業者と協議することをいう。
- (11) 同意とは、開発事業により設置する消防水利等の種別、個数等について、開発事業者に対し意思表示することをいう。

### (開発事業に伴う消防水利)

第3条 開発事業に伴い設置する消防水利は、原則として消火栓又は防火水槽とする。

## 第2章 消防水利の設置

### (消防水利が必要となる開発行為)

第4条 消防水利の設置が必要となる開発事業は、開発区域の面積が500平方メートル以上のものとする。

### (設置の基準)

第5条 開発事業者は、開発区域の面積及び建築物の規模、用途に応じて、次の各号に適合する消防水利を設けるものとする。ただし、第6条及び第8条から第12条までの基準に適合する既設の消防水利で当該開発区域を包含できる場合においては、第1号及び第2号の表中（一）項の消防水利を設けないことができる。

- (1) 一戸建住宅等以外の開発事業については、次の表によること。

	開発区域の面積等	消防水利
(一)	500平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	40立方メートル以上の防火水槽1基
(二)	500平方メートル以上2,000平方メートル未満で、建築物の規模が次のいずれかに該当する場合 (1)地上5階以上、又は地盤面からの高さが15メートル以上で、延べ面積が3,000平方メートル以上の建築物 (2)戸数60戸以上を建築する場合	40立方メートル以上の防火水槽1基
(三)	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	40立方メートル以上の防火水槽2基 又は60立方メートル以上の防火水槽1基
(四)	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	60立方メートル以上の防火水槽2基 又は100立方メートル以上の防火水槽1基
(五)	10,000平方メートル以上の場合	10,000平方メートルで除した数ごとに100立方メートル以上の防火水槽1基(端数は前各号を勘案)

(2) 一戸建住宅等の開発事業については、次の表によること

	開発区域の面積等	消防水利
(一)	500平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	消火栓1基
(二)	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	消火栓1基以上(道路延長概ね100メートル間隔に設置)
(三)	5,000平方メートル以上の場合	消火栓2基以上(道路延長概ね100メートル間隔に設置)又は100立方メートル以上の防火水槽1基

### 第3章 消防水利の配置

(配置の基準)

第6条 開発事業に伴う消防水利は、一つの水利から開発区域内のあらゆる部分までの水平距離が、次の表に掲げる距離以下となるように設けるものとする。

用途地域別	開発区域から一つの消防水利に至る距離
近隣商業地域・商業地域・工業地域	100メートル
上記地域を除く地域	120メートル

(消防水利の例外設置)

第7条 開発事業に伴い、消火栓又は防火水槽以外の消防水利を設置しようとするときは、別に協議するものとする。

2 前項の消防水利は次条及び第9条の基準を満たすものとする。

#### 第4章 消防水利の給水能力及び規格条件

(消防水利の位置)

第8条 消防水利の位置は、次の各号によるものとする。

- (1) 消防ポンプ自動車容易に接近でき、かつ、部署できる場所から吸管投入口又は吸管接続部までの距離は2.5メートル以内であること。
- (2) 地盤面から水面までの落差は、4.5メートル以内であること。ただし、有圧の場合はこの限りでない。
- (3) 周囲の建物状況及び道路形態に応じた警防活動上至便な位置であること。

(指定水量)

第9条 消防水利は、常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものとする。

(消火栓の基準)

第10条 消火栓の基準は、地下式とし、伊丹市上下水道局が定める規格を適用するもののほか、次の各号によるものとする。

- (1) 吸管接続部（口金具）の深さは、離脱が容易にできるよう蓋より20センチメートル以内とすること。
- (2) 呼称65ミリメートルの口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていること。ただし、管網の一辺が180メートル以下となるように配管されている場合は、直径75ミリメートル以上の管に設置することができる。

(防火水槽の基準)

第11条 防火水槽の基準は、総務省消防庁が平成13年に作成した「耐震性貯水槽の技術指針」及び「耐震性貯水槽の施工管理マニュアル」を適用するもののほか、次の各号によるものとする。ただし、地上設置の防火水槽、地中ばり水槽、空調用蓄熱層又はこれらに類する水槽を防火水槽として利用する場合は、別に協議するものとする。

- (1) 防火水槽鉄蓋（吸管投入孔）は、別図1のとおりとする。
- (2) 防火水槽鉄蓋の内部には、転落防止柵を取り付けること。
- (3) 消防隊専用の採水口を設けることとし、60立方メートル以上の防火水槽を設置する場合は、それぞれ独立した配管を有する採水口を2口設けること。
- (4) 配管は、別図2のとおりとする。なお、採水管の長さは、底設ピットから1.2メートル以下で、エルボは4箇所以下とし、点検用タラップを設置すること。

(消防水利標識等)

第12条 消防水利標識等は、次の各号によるものとする。

- (1) 消火栓の鉄蓋周辺部には、幅10センチメートル以上、厚さ1.2ミリメートルで、容易に剥離しない黄色の焼付塗装（反射ビーズ入り）を別図3により行うこと。
- (2) 消防水利を設置した時は、別図4による消防水利標識を掲示すること。
- (3) 消防水利標識は、防火水槽の直近に掲示すること。ただし、付近の状況により直近に掲示しがたい場合は、取水する消防ポンプ自動車が見通せる場所で、消防水利から5メートル以内の位置に掲示することができる。

第5章 消防活動用空地等の確保

(消防活動用空地等)

第13条 開発事業により、4階以上の建築行為が伴う場合にあっては、はしご車が建築物に容易に接近できる消防活動用空地等を確保するものとする。

(1) 進入路

進入路は、次によるものとする。

ア 進入路の幅員は4メートル以上とし、前面道路と進入路が同一平面で直角に交差し、又は接続している部分は、前面道路の幅員に応じて次の表に定める数値以上の進入路の幅員を確保するものとする。ただし、別図5による有効な隅切りをする場合は、この限りでない。

前面道路の幅員（メートル）	4	5	6	7	8	10
進入路の幅員（メートル）	10	8	7	6	5	4

イ 進入路がロータリー方式等で回転を必要とする場合は、別図6による、はしご車の回転に必要な空気を算定し確保すること。

ウ 消防活動用空地へ進入する場合の段差は、10センチメートル以内とするとともに勾配は7パーセント以下とすること。

エ 進入路は、総重量25トンの自動車荷重（T-25）に耐えられる構造とし、路面は原則としてコンクリート舗装又はアスファルト舗装とすること。

オ 進入路の路面から高さ4.5メートル以内には、はしご車の通行に支障となる工作物、架空電線等を設けないこと。

(2) 消防活動用空地

消防活動用空地は、次によるものとする。ただし、前面道路等で有効に活用部分を有するときは、この限りでない。

ア 建築物の外壁面（バルコニー若しくは非常用進入口等に面すること。）から5メートル以内にはしご車が接近し、活動するための幅6メートル長さ12メートル以上の消防活動用空地を設けること。

イ 消防活動用空地及びその周辺部分には、はしご車の伸梯及び旋回に支障となる工作物、架空電線等を設けないこと。

ウ 消防活動用空地の勾配は、縦、横方向とも7パーセント以下であること。

エ 消防活動用空地の構造は、総重量25トンの自動車荷重（T-25）に耐えられる構造とし、路面は進入路に準ずるものとする。

オ 消防活動用空地は、別図7による標識を掲示するとともに、路面に焼付塗装表示するものとし、その色は、橙色又は白色とする。

カ 上記オの焼付塗装表示ができない場合は、別図8-1の黄色特殊樹脂製（ポリカーボネート）及び別図8-2のダクタイル鋳鉄等による表示にて代替することができる。

2 建築物の構造、配置、敷地形状等により前項に定める消防活動用空地等が確保できないものと消防長が認め、かつ、次の各号のいずれかに掲げる基準を満たす場合は、消防活動用空地等の代替措置とすることができる。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する非常用エレベーター又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に規定する避難階段を設置し、有効幅員600ミリメートル以上、かつ、共用廊下等の両端から有効開口部への進入路を確保するバ

ルコニー（以下「全周バルコニー」という。）を設置する場合。ただし、4住戸以下の階の場合は、共用廊下等の一端から有効開口部への進入路を確保するバルコニーとすることができる。

- (2) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（5）項口に掲げる建築物（開発区域面積1,000平方メートル以下に限る。）で、各階（4階以上の階に限る。）のバルコニーに、避難器具（700×700ミリメートル以上の上下操作式に限る。）又はこれに類する設備を設置し、かつ、消防隊が当該バルコニーより当該避難器具に至るおおむね1メートル以上の有効幅員を有する進入路を確保する場合。ただし、進入路に防犯扉等を設置する場合は、消防隊の進入を妨げないよう、破壊錠等を設置しなければならない。
  - (3) 前各号以外で消防活動上及び避難上特に有効であると消防長が認める設備、構造等を有する場合。
- 3 消防活動用空地等にバリカー等を設ける場合は、非常開錠装置又は本市指定の共通キーを設けるものとする。

## 第6章 申請

### （事前協議）

第14条 開発事業者は、同意申請前にあらかじめ、事前協議申請書（様式第1号）に開発事業の概要が把握できる書類を添付し、消防長と事前協議しなければならない。

- 2 消防長は、前項の申請書を受理し、事前協議したときは協議通知書（様式第2号）を開発事業者に交付するものとする。

### （現地調査）

第15条 消防長は、事前協議申請書を受理したときは、開発事業者又は代理人の立ち合いのもとで現地調査を行うものとする。ただし、提出図面等で判断ができる場合、又は簡易なものについては現地調査を省略することができる。

### （同意）

第16条 開発事業者は、同意申請書（様式第3号）に開発事業の詳細が把握できる書類を添付し、消防長に同意を求めるものとする。

- 2 消防長は、前項の申請を受理したときは内容審査を行い、適正と認めた場合は当該申請書の副本に消防同意条件書（様式第4号）を添付して開発事業者に返付するものとする。

## 第7章 検査

### （中間検査）

第17条 防火水槽を設置する場合は、配筋工事でベース筋及び上部スラブ筋を配した、それぞれの時点で中間検査を受けるものとする。

- 2 中間検査は、開発事業者又は代理人の立ち合いのもとで実施するものとする。
- 3 二次製品防火水槽を設置した場合の中間検査は、工事経過が判明する写真を提出することにより、省略することができる。

### （完了報告）

第18条 消防水利等の設置が完了した場合は、消防水利等完了報告書（様式第5号。以下「完了報告書」という。）を2部提出し、必要な検査を受けるものとする。

- 2 完了報告書には、完成写真を添付するものとし、開発事業者が管理する防火水槽につい



ては、指定水利承諾書（様式第6号）を併せて添付するものとする。

（消防水利の外観検査）

第19条 完了報告書の提出があった場合には、開発事業者又は代理人の立ち会いのもとで、防火水槽にあつては配筋のはみ出し、躯体亀裂及び鉄蓋等についての外観検査を行い、消火栓にあつては位置、状況及び器具の良、否を確認するものとする。

2 外観検査を受ける場合の防火水槽は、乾燥した状態とし、清掃しておかなければならない。

（水位点検及び漏水検査）

第20条 外観検査終了後の防火水槽は、水張りを行い、基準量以下の水位で漏水検査のための水位点検を受けなければならない。

2 前項に規定する水位点検の14日後に漏水検査を行い、減水量が0.1立方メートル未満であれば、漏水がないものとし、減水量が0.1立方メートル以上の場合には、改修し再検査を受けなければならない。

（揚水検査及び進入・架梯検査）

第21条 前条第2項の漏水検査で漏水がないと判断された場合は、消防ポンプ自動車による揚水検査を受けなければならない。

2 消防用活動空地等を確保した場合は、はしご車による進入・架梯検査を受けなければならない。

3 消防長は、前2項の検査により、警防活動に支障がないと判断した場合は、完了報告書の副本を開発事業者に戻付するものとする。

（開発行為事務処理簿）

第22条 第17条から21条までの検査について、開発行為事務処理簿（様式第7号）で経過を記録しておくものとする。

## 第8章 施設の維持管理

（消防水利等の維持管理）

第23条 開発事業者（開発事業者から引き継ぐ者を含む。以下同じ。）は、開発事業に伴い設置した消防水利等（消火栓を除く）について、有効に警防活動ができるよう維持管理するものとする。

2 第13条第2項に規定する消防活動用空地等の代替措置として設置した避難器具は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に準じて適切に維持管理するものとする。

## 第9章 施設の引継ぎ

（消防水利の引継ぎ）

第24条 消防長は、開発事業者から防火水槽の引継ぎについて依頼があった場合には、伊丹市公有財産規則（昭和41年伊丹市規則第2号）の規定に基づき寄附受納手続きを行うものとする。

2 前項の場合において、消防長が必要と認めるとき、開発事業者は、防火水槽用地の周囲をネットフェンス等で囲うとともに、管理用出入口として幅90センチメートル以上の扉を設け、当該地表面にコンクリート舗装等を施すものとする。

（防火水槽の管理）

第25条 前条の規定により、公有財産となった開発区域の防火水槽は、消防長が維持管理するものとする。

第10章 施設の廃止

(消防水利の廃止)

第26条 開発事業者は、開発事業に伴い設置した消防水利を撤去する場合は、廃止届(様式第8号)を消防長に提出することとする。

付 則(平成29年通達第6号)

(施行期日)

1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。

(開発行為に伴う消防水利等の指導基準の廃止)

2 開発行為に伴う消防水利等の指導基準(平成13年通達第7号。以下「旧基準」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この基準の施行日前に、旧基準の規定に基づき、既に承認を受けたもの及び事前協議申請のあった開発事業については、なお従前の例による。

付 則(令和2年8月31日)

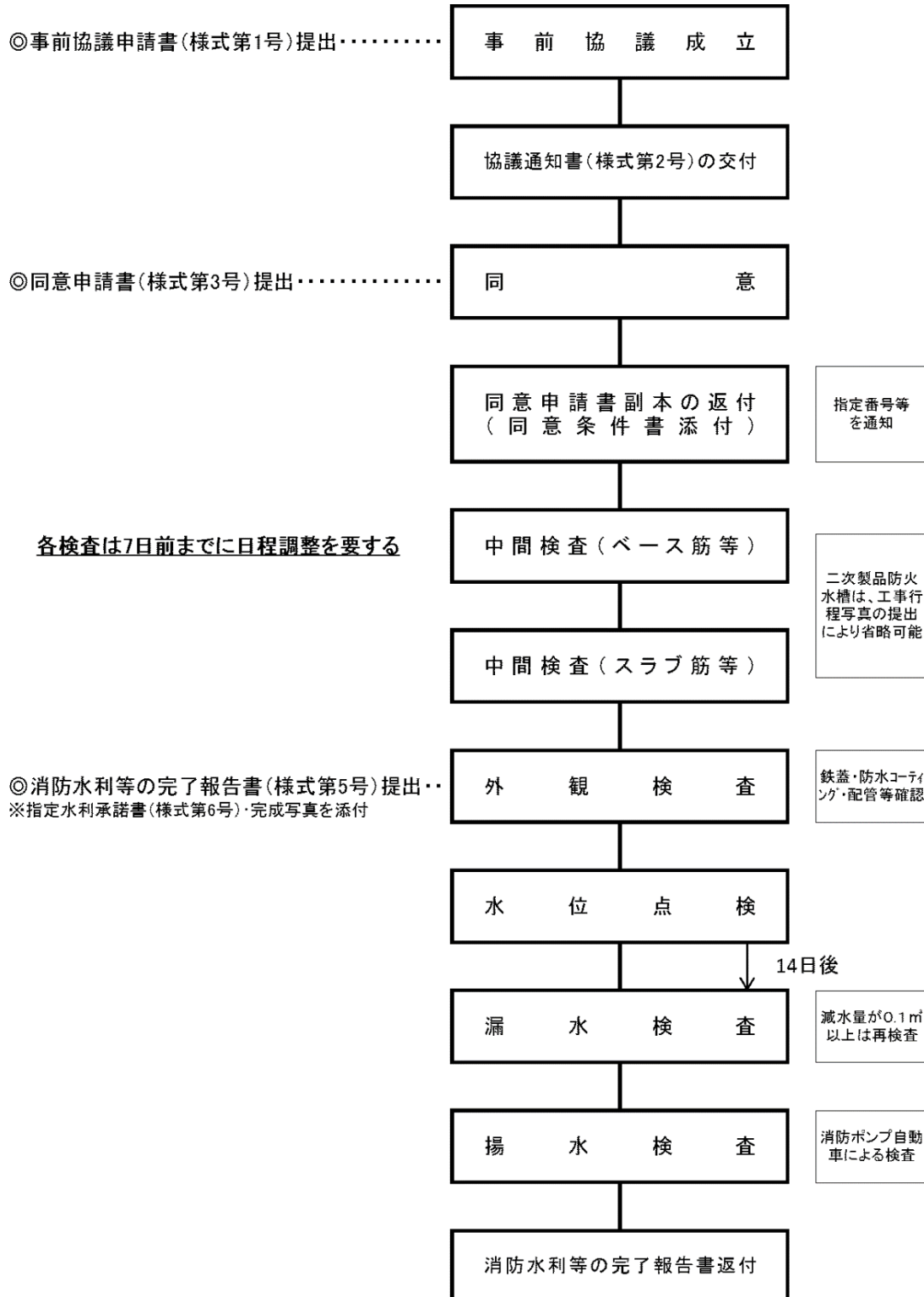
この基準は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年通達第8号)

この基準は、令和3年3月1日から施行する。

別記1

防火水槽を設置する場合の事務フロー



事前協議申請書

年 月 日

伊丹市消防長様

開発事業者

住 所

氏 名

代理人

住 所

氏 名

伊丹市消防水利等指導基準第14条の規定に基づき、下記のとおり申請します。  
記

開発区域の地名地番	伊丹市			
開 発 名 称	(仮称)			
開 発 区 域 の 面 積	m <sup>2</sup>	用途地域		
計画建築物の概要	用 途		計画戸数	
	階 数		延べ面積	m <sup>2</sup>
添付書類	(1) 委任状	(4) 計画建築物平面図		
	(2) 付近見取図	(5) 計画建築物立面図		
	(3) 敷地配置図	(6) その他関係書類		

協 議 通 知 書

伊 消 警 第 号 年 月 日			
開 発 事 業 者 住 所 氏 名 様			
代 理 人 住 所 氏 名 様			
伊 丹 市 消 防 長			
伊丹市消防水利等指導基準第14条の規定に基づき、申請がありました開発事業について、次のとおり通知します。			
記			
開発区域の地名地番	伊丹市		
開 発 名 称	(仮称)		
開 発 区 域 の 面 積	$m^2$	用途地 域	
計画建築物の概要	用 途		計画戸数
	階 数		延べ面積
戸			
$m^2$			
協議事項 1 消防水利  2 消防活動用空地等			

同 意 申 請 書

年 月 日				
<p style="margin-left: 40px;">伊丹市消防長様</p> <p style="margin-left: 100px;">開発事業者 住 所 氏 名</p> <p style="margin-left: 100px;">代 理 人 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">伊丹市消防水利等指導基準第16条の規定に基づき、下記のとおり申請します。 記</p>				
開発区域の地名地番	伊丹市			
開発名称	(仮称)			
開発区域の面積	m <sup>2</sup>	用途地域		
計画建築物の概要	用 途		計画戸数	戸
	階 数		延べ面積	m <sup>2</sup>
消 防 水 利	防火水槽	m <sup>3</sup> 級 基	消 火 栓	口径 mm 基
消防活動用空地等	進入路幅員	m	段 差	cm
	勾 配	パーセント	耐 圧	トン
	活動空地	カ所	m×	m
	外壁面との距離	m	前面道路活用	有 ・ 無
	代替措置 (第13条第2項 号適用) <詳細>			
添付書類	<p>(1) 委 任 状 (5) 計画建築物立面図</p> <p>(2) 付 近 見 取 図 (6) 消防水利関係図面一式</p> <p>(3) 敷 地 配 置 図 (7) 消防活動用空地等図面一式</p> <p>(4) 計画建築物平面図</p>			
※(6)で二次製品防火水槽を使用する場合は、消防設備安全センターの認定品である旨を証する書類を添付すること。				
消防処理欄	<p style="text-align: center;">別紙条件書を付して同意する。</p> <p style="text-align: center;">同 意 第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">伊 丹 市 消 防 長</p>			

## 消 防 同 意 条 件 書

年 月 日付伊消警第 号の同意申請について、「伊丹市消防水利等指導基準」により、下記 の事項を条件として同意する。

### 記

#### 1 消火栓の設置

- (1) 地下式とし、伊丹市上下水道局が定める規格とすること。
- (2) 消火栓の鉄蓋には、黄色のエポキシ樹脂塗装を行い、消火栓の鉄蓋周辺部に幅 10センチメートル以上、厚さ 1.2 ミリメートルで、容易に剥離しない黄色の焼付塗装（反射ビーズ入り）を行うこと。
- (3) 完了後の消火栓の管理は、伊丹市上下水道局が行うものであること。

#### 2 防火水槽の設置

- (1) 防火水槽の基準は、総務省消防庁が平成 13 年に作成した「耐震性貯水槽の技術指針」及び「耐震性貯水槽の施工管理マニュアル」を適用すること。二次製品防火水槽の場合は、（一財）日本消防設備安全センターの認定品で耐震性の防火水槽とすること。
- (2) 現場打ち防火水槽については、配筋工事でベース筋及び上部スラブ筋を配したそれぞれの時点で中間検査を受けること。なお、二次製品防火水槽を設置する場合は、工事経過が判明する写真の提出をすることにより、省略することができる。
- (3) 上記検査完了後、消防水利等の完了報告書（様式第 5 号）を提出し、外観・漏水・揚水検査を受けること。
- (4) 外観検査では、配筋のはみ出し、躯体亀裂、鉄蓋、防水コーティング、配管設置状況等の確認を行う。外観検査で異常がない場合は、水張りを行い、水張り完了後の水位点検から 14 日後に漏水検査を受けること。
- (5) 漏水検査では、漏水の有無の確認を行い、減水量が 0.1 m<sup>3</sup>未満であれば漏水がないものとし、減水量が 0.1 m<sup>3</sup>以上の場合は、改修し再検査を受けること。
- (6) 揚水検査は、漏水検査で異常がないと認められた後に、伊丹市消防局が保有する消防ポンプ自動車で行い、配管等の異常により適切に揚水出来なかった場合は、改修し再検査を受けること。
- (7) 標識の設置は、別図 4 によること。  
なお、設置完了後、開発事業者等の管理となる防火水槽は、消防法第 21 条に規定する指定消防水利とすることを事前了承の上、消防水利等の完了報告書（様式第 5 号）に指定水利承諾書（様式第 6 号）を添付すること。  
標識番号は「指定第 号 m<sup>3</sup>」と記載すること。
- (8) 設置完了後、伊丹市管理となる場合については、伊丹市公有財産規則に基づき、寄附採納の手続きを行うこと。

#### 3 消防活動用空地等の確保

- (1) 消防活動用空地は、25 トンの自動車荷重に耐えられる構造とすること。
- (2) 消防活動用空地は、路面に焼付塗装表示するものとし、その色は、橙色又は白色とすること。なお、焼付塗装表示ができない場合は、黄色特殊樹脂製（ポリカーボネート等）で区画し、ダクタイル鋳鉄で標示すること。
- (3) 標識の設置は、別図 7 若しくは別図 8-1・8-2 によること。
- (4) 消防活動用空地等にバリカー等を設ける場合は、非常開錠装置又は本市指定の共通キーを設けること。
- (5) 消防活動用空地等は、常に確保しておくこととし、形状に変更が生じる場合は事前に伊丹市消防局へ連絡すること。
- (6) 消防活動用空地等の代替措置により設置した避難器具は、消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に準じて適切に維持管理すること。

消防水利等の完了報告書

年 月 日			
伊丹市消防長様  開発事業者 住 所 氏 名  代 理 人 住 所 氏 名  伊丹市消防水利等指導基準に基づく消防水利等の設置が完了したので、下記のとおり報告します。  記			
開発区域の地名地番	伊丹市		
開発名称	(仮称)		
開発区域の面積	m <sup>2</sup>	用途地域	
計画建築物の概要	用 途		計画戸数
	階 数		延べ面積
消 防 水 利	防火水槽	m <sup>3</sup> 級 基	消 火 栓
消防活動用空地等	進入路幅員	m	段 差
	勾 配	パーセント	耐 圧
	活動空地	カ所	m × m
	外壁面との距離	m	前面道路活用
	代替措置 (第13条第2項 号適用) <詳細>		
添付書類	(1) 委任状 (5) 建築物立面図 (2) 付近見取図 (6) 消防水利関係図面一式 (3) 敷地配置図 (7) 消防活動用空地等関係図面一式 (4) 建築物平面図 (8) 写真 (消防水利・消防活動用空地等)		
※写真は、正本に2枚・副本に1枚添付すること。なお、消防水利については、標識・蓋・採水口が1枚に収まるように、消防活動用空地等(代替措置除く)については、標識・明示等が1枚に収まるように撮影すること。			
消防処理欄  完了検査 第 号 年 月 日 伊丹市消防長			



年 月 日

伊丹市消防長 様

開発事業者

住 所

氏 名

(※)本人(代表者)が、自署しない場合は、記名押印してください。

法人の場合は、記名押印してください。

### 消防水利指定承諾書

下記の施設が消防法第21条の規定による指定消防水利として指定されることを承諾し、これを変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置く場合は、同法第21条第3項の規定により、あらかじめ届け出ることを誓約します。

なお、共同住宅等で入居者による管理組合が結成された場合は、前述の内容を引き継ぐものと致します。

#### 記

1 施設名称・種別・水量

2 所在地

3 指定期間

指定期間は、 年 月 日から1年間とし、期間満了1か月前までに双方いずれも異議のないときは、自動的に更に1年間有効とし、以後も同様とする。

以上

開発行為事務処理簿					
開発事業者					
住所					
氏名					
事前協議申請書	收受	年	月	日 伊消警第 号	
協議通知書	発送	年	月	日 伊消警第 号	
同意申請書	收受	年	月	日 伊消警第 号	
	同意	年	月	日 伊消警第 号	
消防水利等の完了報告書	收受	年	月	日 伊消警第 号	
	検査	年	月	日 伊消警第 号	
1. 開発区域の地名地番 2. 開発名称(仮称) 3. 用途地域 4. 開発区域の面積 5. 計画建築物の用途 6. 協議・同意事項 <消防水利>  <消防活動用空地等>					
検 査	種別	年月日	摘要		担当員
		. .			
		. .			
		. .			

様式第8号

# 廃止届

年 月 日

伊丹市消防長 様

届出者

住 所

氏 名

(※)本人(代表者)が、自署しない場合は、記名押印してください。  
法人の場合は、記名押印してください。

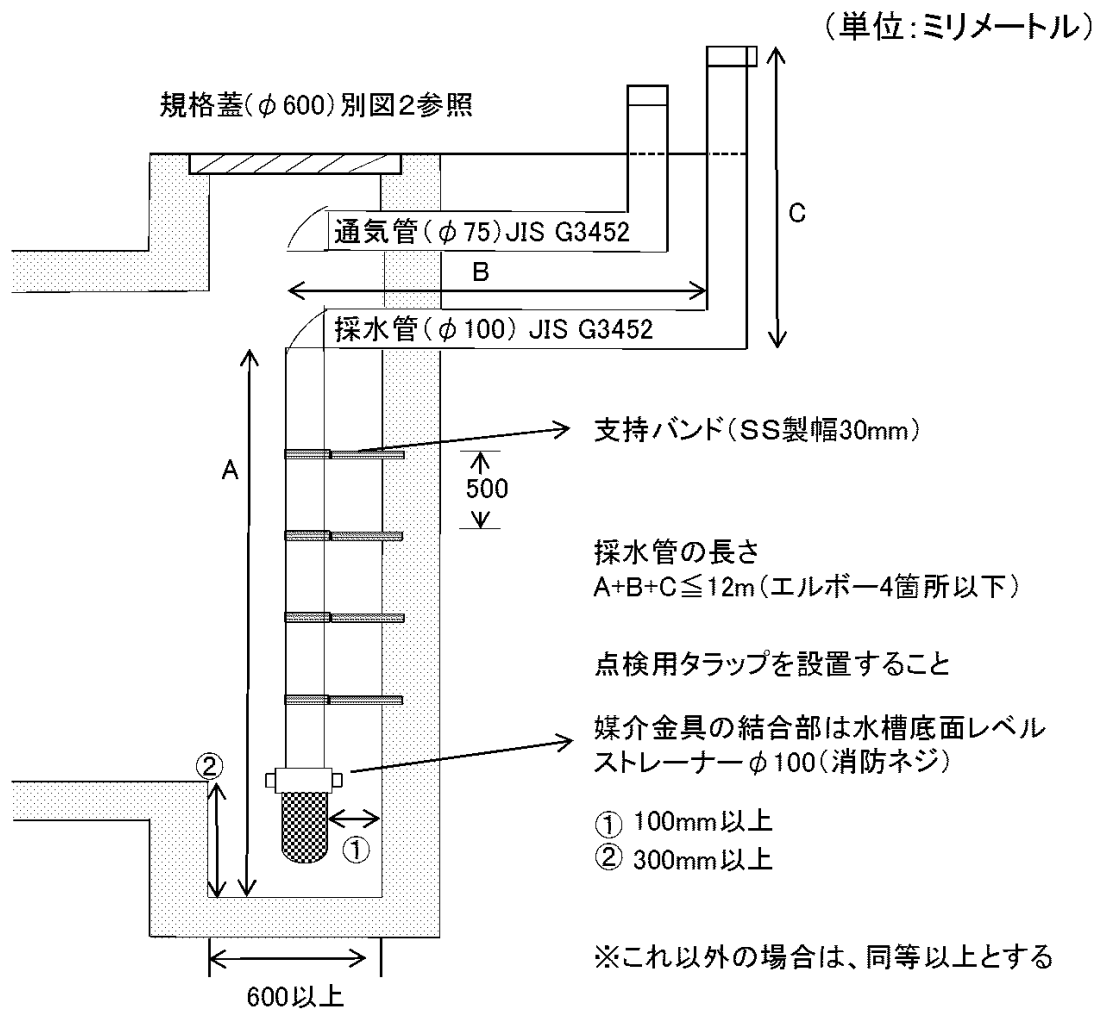
伊丹市 \_\_\_\_\_ に

伊丹市消防水利等指導基準による防火水槽 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>級 基を設置い

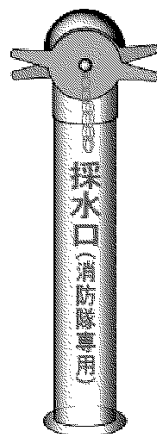
たしましたが、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日をもって廃止します。



配管図



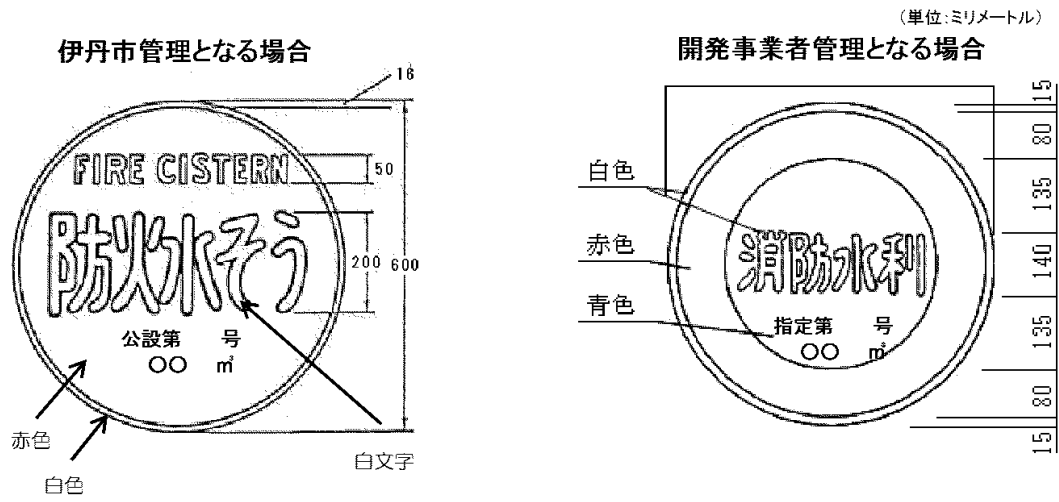
スタンド型採水口



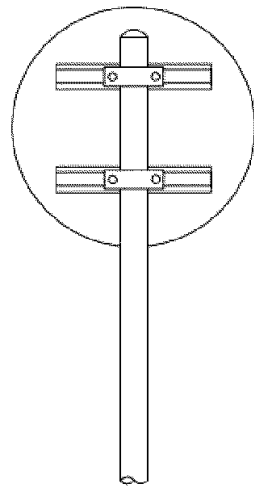
※60立法メートル以上の防火水槽にあっては  
それぞれ独立した配管を有する採水口を2口  
設けること



防火水槽標識図

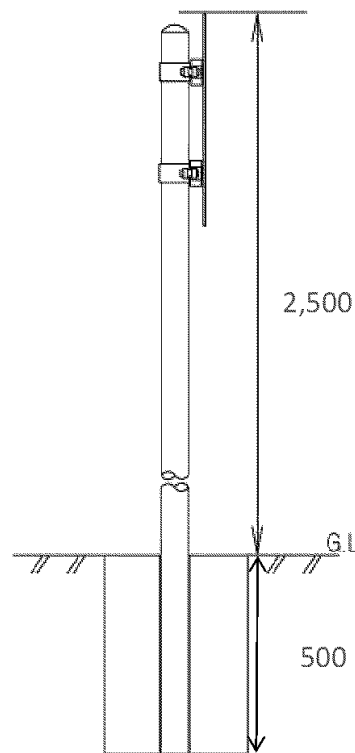


消防局より別途指示する番号及び容量を明示すること。



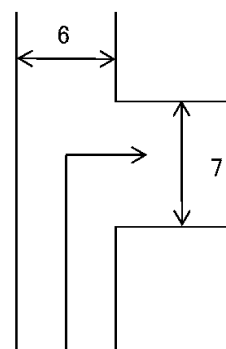
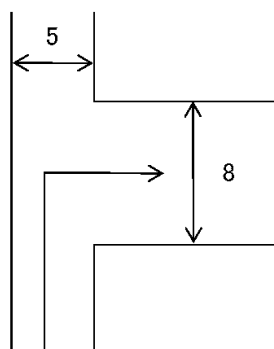
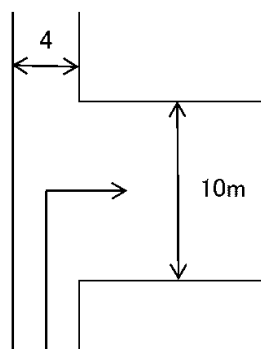
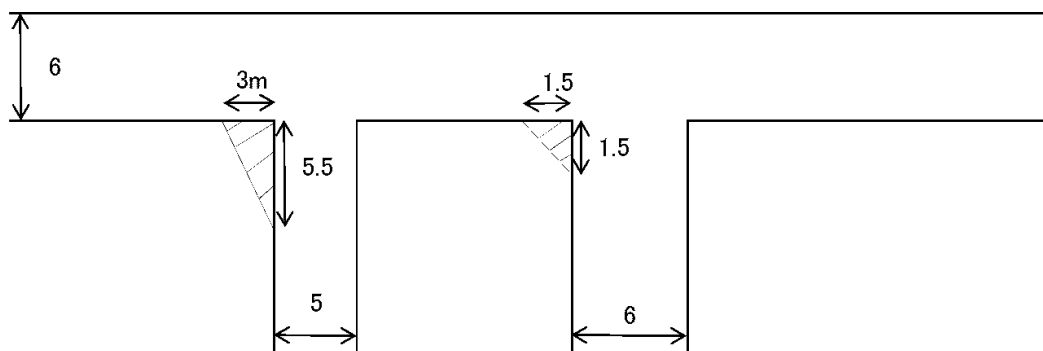
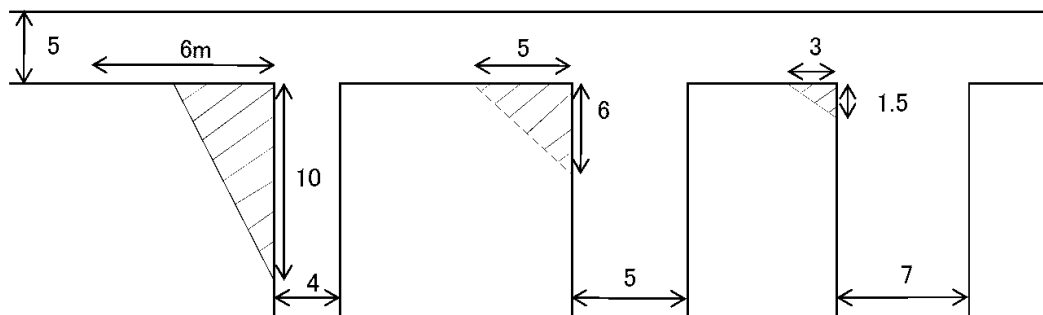
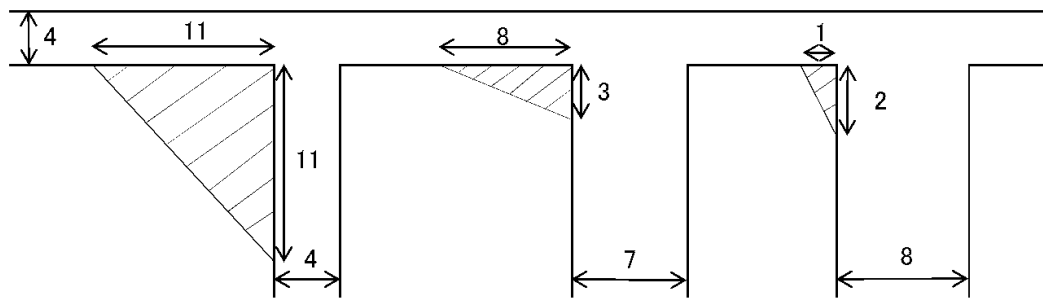
アルミ基板 20t  
スライド式  
全面反射

〈構造図〉



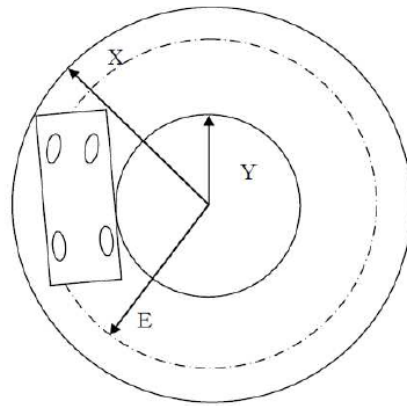
基礎は500×500×600mm以上のコンクリート打ち込み又は、削孔90×400mm以上の打ち込みとする

道路隅切図



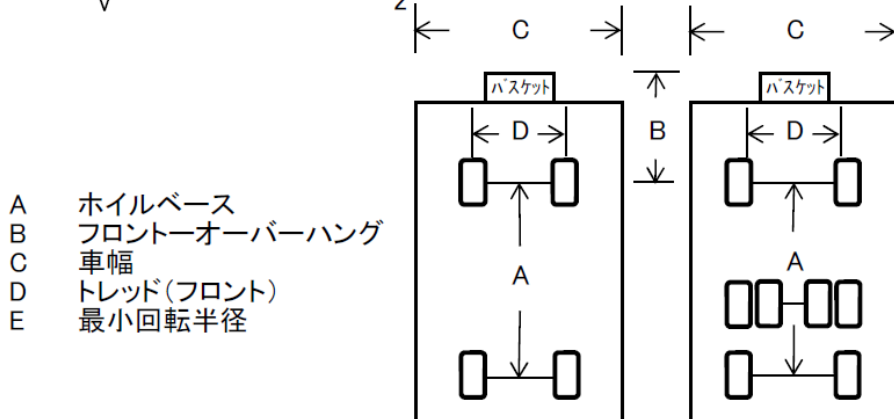


はしご車等の最小回転に必要な空地の算定式



$$X = \sqrt{(A+B)^2 + \left( \sqrt{E^2 - A^2} + \frac{C-D}{2} \right)^2} \quad \text{外周の半径}$$

$$Y = \sqrt{E^2 - A^2} - \frac{C+D}{2} \quad \text{内周の半径}$$

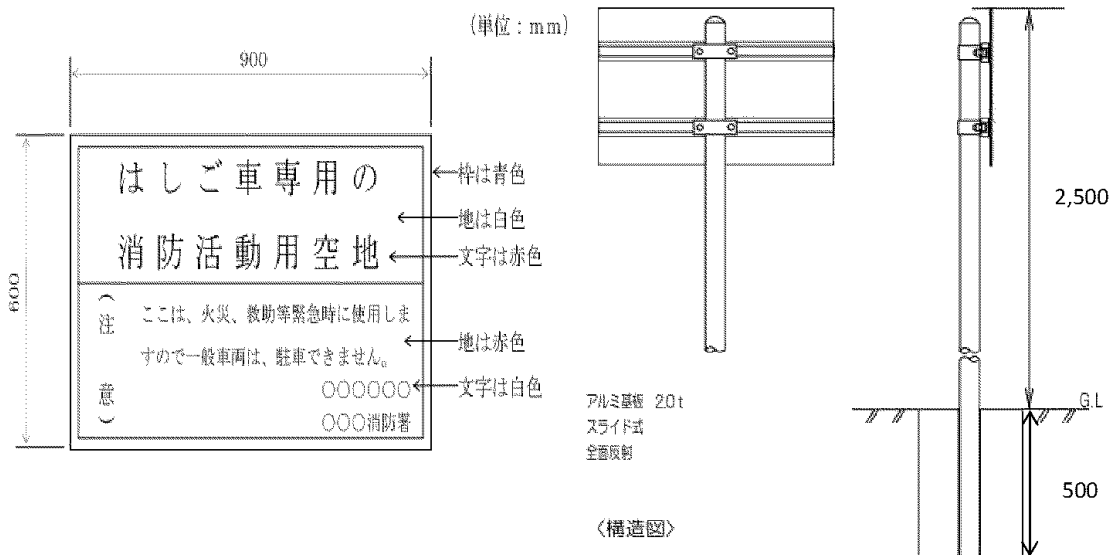


- A ホイルベース
- B フロントオーバーハング
- C 車幅
- D トレッド(フロント)
- E 最小回転半径

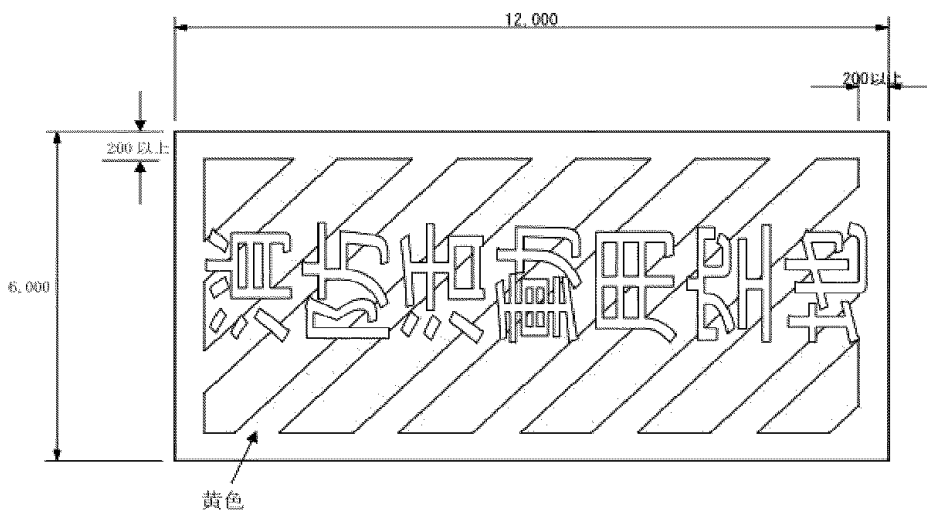
	(東はしご車)25m級	(西はしご車)35m級
A (m)	4.80	5.51
B (m)	1.48	3.29
C (m)	2.495	2.50
D (m)	1.97	2.07
E (m)	6.50	7.20
全長 (m)	9.01	11.45
X (m)	7.81	10.04
Y (m)	2.15	2.34
総重量 (Kg)	16,890	19,680

消防活動用空地標識図

(単位:ミリメートル)



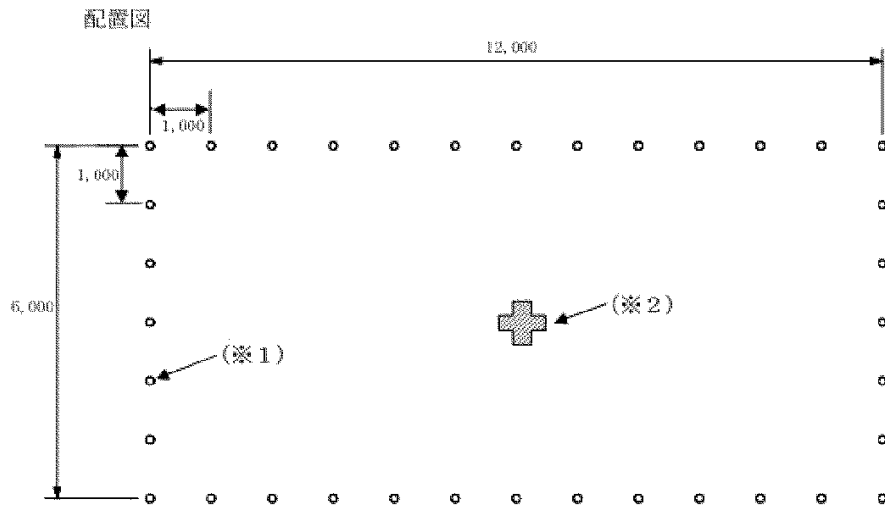
基礎は500×500×600mm以上のコンクリート打ち込み  
 又は、削孔90×400mm以上の打ち込みとする



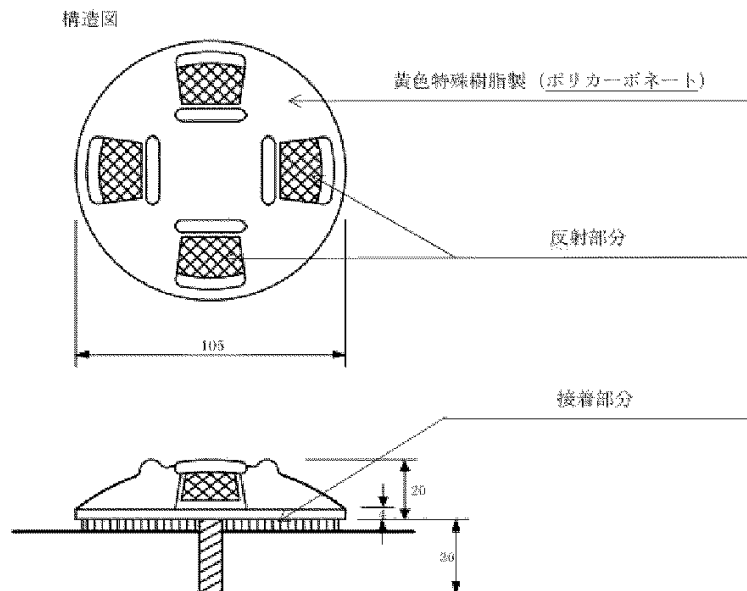
消防活動用空地配置図等

その1

(単位：ミリメートル)



規制標示詳細図(※1)



規制標示詳細図(※2)

